様式第18

［略］

〔備考〕

1～16　［略］

17　登録査定の謄本の送達後に「名称変更届」、「出願人名義変更届」等を提出したときは「【納付年分】」（備考20に該当する場合にあっては「【持分の割合】」）の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「令和何年何月何日名称変更届提出」「令和何年何月何日出願人名義変更届提出」のように記載する。

18～21　［略］

様式第19

［略］

〔備考〕

1～6　［略］

7　その他は、様式第18の備考1から4まで、6、7、10から12まで、19及び21と同様とする。この場合において備考11中「【意匠登録出願人】」とあるのは「【意匠権者】」と読み替えるものとする。

様式第20

［略］

〔備考〕

1～8　［略］

9　「（【返還の表示】）」の欄は、特例法施行規則第40条第3項の規定により返還に代えて予納額への加算の申出を行うときに限り、「（【予納台帳番号】）」には返還を請求する登録料の予納に係る予納台帳の番号を、「（【加算金額】）」には返還を請求する登録料の合算額を記載する。この場合において、「【返還請求金額】」及び「【返還金振込先】」の欄は設けるには及ばない。

10・11　［略］

様式第18

［略］

〔備考〕

1～16　［略］

17　登録査定の謄本の送達後に「名称変更届」、「出願人名義変更届」等を提出したときは「【納付年分】」（備考21に該当する場合にあっては「【持分の割合】」）の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「令和何年何月何日名称変更届提出」「令和何年何月何日出願人名義変更届提出」のように記載する。

18～21　［略］

様式第19

［略］

〔備考〕

1～6　［略］

7　その他は、様式第18の備考1から4まで、6、7、10から12まで、19及び21と同様とする。この場合において備考12中「【意匠登録出願人】」とあるのは「【意匠権者】」と読み替えるものとする。

様式第20

［略］

〔備考〕

1～8　［略］

9　「（【返還の表示】）」の欄は、特例法施行規則第40条第3項の規定により返還に代えて見込額への加算の申出を行うときに限り、「（【予納台帳番号】）」には返還を請求する登録料の見込額からの納付に係る予納台帳の番号を、「（【加算金額】）」には返還を請求する登録料の合算額を記載する。この場合において、「【返還請求金額】」及び「【返還金振込先】」の欄は設けるには及ばない。

10・11　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

（商標法施行規則の一部改正）

第四条　商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（登録料納付書の様式等） **第十八条**　［略］ 2～7　［略］ 8　商標法第四十三条第一項から第三項までの各項ただし書の規定の適用を受けようとするときは、同項ただし書に規定する商標権者の責めに帰することができない理由がある旨を記載した書面を登録料納付書の提出と同時に提出しなければならない。この場合において、登録料納付書にその旨及び必要な事項を記載して当該書面の提出を省略することができる。 9　前項の手続をするときは、当該手続をした日から一月以内に、商標法第四十三条第一項から第三項までの各項ただし書に規定する商標権者の責めに帰することができない理由があることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。	（登録料納付書の様式等） **第十八条**　［略］ 2～7　［略］ ［新設］ ［新設］
様式第２ ［略］ 〔備考〕 1～33　［略］ 34　「【手数料の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第２項の規定により工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成２年法律第30号。以下「特例法」という。）第15条第１項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番	**様式第２** ［略］ 〔備考〕 1～33　［略］ 34　「【手数料の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第２項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる手数料の額（「円」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示す